

## 意見書案第1号

### 地方交付税の安定的確保を求める意見書

地方交付税は、地方自治体が住民の生活に必要な不可欠な行政サービスを安定的に提供するための財政的な基盤であり、安定的に確保されるべきものです。

平成27年度の地方財政計画では、地方創生に必要な歳出のため、新規財源を含め1兆円が計上される一方で、地方税が増収となる中で地方交付税は前年度比1千億円の減となりました。

多くの地方自治体は地方税の増収が見込まれる中でも、必死に行財政改革に取り組み、行政サービスの維持・向上を図っています。今後、国の財政事情のみばかりが優先され、地方交付税を削減して地方自治体の財政基盤を危うくすれば、地方はさらに疲弊することになります。

また、課税客体が偏在化しているため、地方税が増収となる時期には、自治体間で税収格差が広がる懸念もあります。

よって、政府に対して、今後とも地方交付税を安定的に確保するとともに、地方交付税の財源保障機能と財源調整機能が十分に機能するよう維持していくことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月19日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣  
地方創生担当大臣